

船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（概要）

令和7年12月10日

保健所 健康危機対策課

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

○計画の概要

新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの。

○計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症への対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定が行われた。

これを受け、令和7年3月に千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことから、本市の船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画についても、改定を行う。

○計画の改定時期

令和8年2月予定

第1. はじめに

- ▷計画策定の経緯
- ▷今般の計画改定
- ▷新型コロナの対応経験

第2. 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- ▷目的及び基本的な戦略
- ▷実施上の留意点
- ▷推進のための役割分担
- ▷行動計画の対策項目と横断的視点
- ▷様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

第3. 行動計画等の実効性確保

- ▷EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- ▷新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持
- ▷多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ▷定期的なフォローアップと必要な見直し

第4. 各対策項目の考え方及び取組

- ▷発生段階（**準備期、初動期、対応期**）に応じて各対策**13項目**に沿った対策を規定

改定のポイント

1 平時の準備の充実

- ・平時からの県等の関係機関との情報共有、訓練等の実施をとおして連携を強化。
- ・新型コロナウイルス感染症では応援体制の構築に時間を要したこと踏まえ、平時から迅速かつ柔軟な応援体制をあらかじめ整備。
- ・保健所の感染症有事体制を構成する人員の対応力向上のため、平時から研修・訓練を実施。（予防計画に整合させる）
- ・感染症対応部門と施設所管部門が連携し、高齢者施設等における感染対策に係る研修等の支援を平時から実施。

2 幅広い感染症に対応する対策と状況の変化に応じた対策の切り替え

- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策。
- ・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切替え（医療提供、感染拡大防止策等）。

3 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、6項目から13項目に拡充。
- ・DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集、分析し施策に活かす体制等、複数の対策項目に対して共通して考慮する横断的視点を設定。

市独自の改定ポイント

1 宿泊療養施設の確保

- 市として宿泊施設を確保する場合、関係団体と協議を行い、重症化リスクが高い家族がいる際の隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか検討することを明記。

2 緊急時における対応

- 県の体制整備が整う前に、管内において早期に感染拡大が生じた場合に備え、県や関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう共通認識を図ることを明記。
- 医療体制の整備にあたっては、病床等を確保する医療機関への財政措置が欠かせないことから、具体的な支援策について必要に応じ国や県に働きかけていくことを明記。

3 新型コロナ対策に関する振り返り

- 新型コロナウイルス感染症対策(第1波～第8波)に関する振り返りの概要版を巻末に参考資料として追加。

1 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。
- 人事部門と連携した迅速かつ柔軟な応援体制の整備。業務量が過多となる対応期を見越した初動期からの応援職員確保や、本庁と保健所の情報連携を担う職員についても準備を進める。

2 情報収集・分析

- 新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮する。

3 サーベイランス

- 新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断に繋げる。

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- 各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。

5 水際対策

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する。

6 まん延防止

- 適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。
- 病原性や感染性等に関する情報、ワクチンや治療薬等の開発・普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本の方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- 封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期に応じた対策の切り替えを行う。

7 ワクチン

- 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。
- 接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

8 医療

- 感染症医療及びその他通常医療の双方のひつ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。
- 緊急時(県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた場合)に備え、平時から県や関係団体との間で必要な施策について共通認識を図っておき、初動期に必要な施策を講じる。

9 治療薬・治療法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに市内全域に普及させる。
- 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

10 検査

- 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。

11 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。
- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、高齢者施設等における感染対策に係る研修等を感染症対応部門と施設所管部門が連携し平時から行っていく。(予防計画に整合させる)

12 物資

- 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

13 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。